

平成22年6月15日

畜産生産者・関係者の皆様へ

口蹄疫の発生に伴い、独立行政法人農畜産業振興機構が実施している対策の概要は次のとおりです。

（※ お問い合わせ先は、各対策ごとに記載しています。なお、土曜・日曜日については、
（電話）03-3583-8486にお願いします（午前10時～午後5時）。）

〈発生農家への対応〉

家畜防疫互助基金の実施

防疫措置終了後の経営再開等を支援するため経営支援互助金を交付
（互助金非加入分は加入分の1/2相当額を交付）

お問合せ先：畜産振興部畜産振興第3課（横打、横田）

（電話）03-3583-4875、4874

（FAX）03-3583-8714

（メール）yokouchi@alic.go.jp

〈ワクチン接種農家への対応〉

ワクチン接種を行った家畜について、経営再開支援金（肉専用種肥育牛：
59,000円 等）を交付

お問合せ先：畜産振興部畜産振興第3課（青沼、横田）

（電話）03-3583-8590、4874

（FAX）03-3583-8714

（メール）aonuma-y@alic.go.jp

〈搬出制限区域内からの早期出荷対策〉

早期出荷を行い、一定期間内の家畜の導入を自粛する場合、出荷促進支援
金（肉専用種肥育19,500円 等）を交付

お問合せ先：畜産振興部畜産振興第3課（青沼、横田）

（電話）03-3583-8590、4874

（FAX）03-3583-8714

（メール）aonuma-y@alic.go.jp

〈当面及び経営再開に向けた資金対策等〉

① 家畜疾病経営維持資金の融資枠等の拡大

- ・家畜疾病経営維持資金の貸付対象を搬出制限区域内の農家まで拡大し、さらに家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家を追加
- ・融資枠を100億円から300億円に拡大
- ・貸付限度額の引き上げ（経営再開資金：個人2,000万円（法人8,000万円）→特認設定）、経営継続資金：1.3倍

※申請者が記入する畜産経営維持計画の各種様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。

お問合せ先：畜産振興部畜産振興第3課（青沼、横田）

（電話）03-3583-8590、4874

（FAX）03-3583-8714

（メール）aonuma-y@alic.go.jp

② 殺処分又は早期出荷した農家が優良種畜をリース方式で導入する場合の支援（金利相当額の1/2補助）

お問合せ先：畜産振興部畜産振興第1課（小枝、藤島）

（電話）03-3583-4871、8978

（FAX）03-3583-8714

（メール）koeda-h@alic.go.jp

〈出荷遅延対策〉

① 子牛の出荷遅延対策

宮崎、鹿児島、熊本県内の子牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷日齢＋30日に達した月の翌月の1日」から市場再開までの間、子牛：1頭・1日当たり400円）

② 繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎のリース畜産高度化支援リース（1/3補助付リース）の対象として、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎（宮崎、鹿児島、熊本）を追加

③ 肥育牛の出荷遅延対策

移動制限区域内及び搬出制限区域内（6月9日以降新たに設定された搬出制限区域を除く）の肥育牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷日齢＋40日」を超えて飼養している肥育牛：1頭・1日当たり600円）

- ④ 移動・搬出制限区域内における肉豚の出荷遅延対策
移動・搬出制限区域内で出荷適期を超えた肉豚に助成
(枝肉85kg以上：1頭当たり11,000円)
(枝肉80kg～85kg：1頭当たり4,000円)

お問合せ先：

- ① 食肉生産流通部肉用子牛課（須藤、荒木）
(電話) 03-3583-8469、1150
(FAX) 03-3589-8729
(メール) suto-y@alic.go.jp
- ② 畜産振興部畜産振興第3課（横打、横田）
(電話) 03-3583-4875、4874
(FAX) 03-3583-8714
(メール) yokouchi@alic.go.jp
- ③ 畜産振興部管理課（山崎、岡田）
(電話) 03-3583-8486、9705
(FAX) 03-3583-8714
(メール) yamazakiy@alic.go.jp
- ④ 食肉生産流通部食肉需給課（藤野、小田垣）
(電話) 03-3583-1151
(FAX) 03-3587-0768
(メール) odagaki@alic.go.jp

〈家畜を出荷できない畜産経営対策等〉

○ 経営安定対策等の要件緩和・特例措置

- ① 九州・沖縄における肉用子牛生産者補給金の飼養開始月齢及び個体登録の申込みの要件を緩和（2か月齢未満 → 5か月齢未満）
- ② 九州・沖縄における肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）の登録月齢の要件を緩和（14か月齢未満 → 17か月齢未満）
- ③ 移動・搬出制限区域内における新マルキンの契約生産者に対して生産者拠出金の免除期間を延長（平成22年4～6月納付分、7～9月納付分）

- ④ 移動・搬出制限区域内における養豚経営安定対策の生産者拋出金の免除期間を延長（平成22年4～6月納付分、7～9月納付分）
- ⑤ 宮崎、鹿児島、熊本県内における肉用牛繁殖経営支援事業の子牛の平均売買価格の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑥ 宮崎県における新マルキンの粗収益の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑦ 宮崎県における養豚経営安定対策の枝肉価格の算定に口蹄疫の影響を反映

お問合せ先：

- ①及び⑤ 食肉生産流通部肉用子牛課（武田、荒木）
（電 話）03-3583-8697、1150
（FAX）03-3589-8729
（メール）takedan@alic.go.jp
- ②、③及び⑥ 畜産振興部畜産振興第3課（坂上、横田）
（電 話）03-3583-8639、4874
（FAX）03-3583-8714
（メール）sakagami@alic.go.jp
- ④及び⑦ 食肉生産流通部食肉需給課（伴、菊池、藤野）
（電 話）03-3583-8699、1154、1153
（FAX）03-3587-0768
（メール）kikuchi@alic.go.jp

○ 滞留する家畜等への対応策の措置

- ① 畜産高度化支援リース（1/3補助付リース）の対象として、又し子用のカーフハッチ（九州・沖縄の酪農家）や、簡易畜舎（移動・搬出制限区域内の大家畜・養豚経営）を追加
- ② 牛の繁殖肥育一貫生産を推進するための奨励金（1頭当たり27,000円）の対象として、九州・沖縄の農協・農協連が新たに離農農家の牛舎等を活用し、それぞれの地域内で生産された肉用子牛を肥育（地域内一貫生産）する場合を追加
- ③ 移動・搬出制限区域内で滞留する子豚の淘汰及び焼却・埋却を助成（子豚1頭当たり9,500円、人工流産母豚1頭当たり21,000円）

- ④ 九州・沖縄の家畜市場から家畜商組合が肉用牛預託事業のために導入する子牛月齢の要件を緩和
(12か月齢未満 → 15か月齢未満)
- ⑤ 宮崎、鹿児島、熊本、大分県内の家畜市場の再開に対し、防疫強化への助成、並びに4県外からの購買者への輸送費補助を助成
(1/2補助：九州内 牛1頭当たり1,000円以内、九州外 牛1頭当たり2,500円以内)
- ⑥ 輸出困難となり全国のと畜場に滞留する原皮の処理を助成（豚原皮の国内利用促進1枚当たり100円等）

お問合せ先：

- ① 畜産振興部畜産振興第3課（横打、横田）
(電話) 03-3583-4875、4874
(FAX) 03-3583-8714
(メール) yokouchi@alic.go.jp
- ② 畜産振興部畜産振興第1課（菅原、藤島）
(電話) 03-3583-4126、8978
(FAX) 03-3583-8714
(メール) sugawara@alic.go.jp
- ③ 食肉生産流通部食肉需給課（藤野、小田垣）
(電話) 03-3583-1151
(FAX) 03-3587-0768
(メール) odagaki@alic.go.jp
- ④及び⑤ 食肉生産流通部食肉事業課（櫻井、桑川）
(電話) 03-3583-8706
(FAX) 03-3589-8729
(メール) sakurait@alic.go.jp
- ⑥ 畜産振興部畜産振興第2課（後藤、井田）
(電話) 03-3583-4873、8648
(FAX) 03-3583-8714
(メール) goto@alic.go.jp